

平成 26 年度
教育委員会点検・評価報告書
(平成 25 年度事業対象)

平成 27 年 2 月
浦添市教育委員会

は じ め に

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の一部改正により、平成 20 年度から、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないとされました。

これを受け、本市教育委員会においても平成 20 年度から点検評価を行って、その報告書を作成し、市議会に提出するとともに、本市ホームページ上において公表をいたしました。

平成 26 年度においても同様に点検評価を実施いたします。

本報告書は、平成 25 年度における事業の中から重点施策と位置づける事業について、点検・評価を実施し報告書としてまとめたものであります。

ぜひ、ご一読いただき、本市教育委員会の取組にご理解を賜るとともに、ご意見、ご指導を頂くことができれば幸いに存じます。

平成 27 年 2 月

浦添市教育委員会

委員長	平	良	寛	吉
委員長職務代理者	多	喜	和	彦
委員	与	儀	啓	子
委員	胡	宮	なりえ	
委員(教育長)	池	原	寛	安

目 次

はじめに

I 点検及び評価制度の概要	1
---------------	---

1 経緯

2 目的

3 学識経験者の知見の活用

4 点検・評価の方法

*根拠法令

II 本市教育委員会の点検・評価の方法	2
---------------------	---

1 点検・評価の対象となる事業の考え方

2 点検・評価の様式について

3 点検・評価書の見方

4 学識経験者の知見の活用について

「点検評価に関する有識者」名簿

浦添市教育行政の「点検・評価に関する有識者」に
関する要項

III 教育委員会点検・評価書（平成 25 年度事業）	
-----------------------------	--

1 教育委員の活動	4
-----------	---

2 資料	13
------	----

(1) 平成 25 年度教育委員会会議における議案等一覧

(2) 平成 25 年度教育委員の活動状況

(3) 平成 25 年度教育長の活動状況

3 平成 25 年度実施事業	28
----------------	----

(1) 教育部

(2) 文化部

(3) 指導部

おわりに

I 点検・評価制度の概要

1 経 緯

平成 18 年 12 月の教育基本法の改正及び平成 19 年 3 月の中央教育審議会の答申等を踏まえ、平成 19 年 6 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）が改正され、平成 20 年 4 月から施行されました。

地教行法改正の趣旨の大きな柱のひとつが「教育委員会の責任体制の明確化」であり、その趣旨に沿って、今回の点検・評価制度が導入されたものです。

これに伴い、教育委員会はその権限に属する事務について、点検・評価を行うことが義務づけられ、さらにその結果を議会に提出し、公表しなければならないこととされました。

2 目 的

教育委員会は、首長から独立した合議制の執行機関であり、学校教育、社会教育、文化、スポーツ等の幅広い教育に関する事務を所掌しておりますが、この所掌する事務が適正かつ効果的に執行されているかどうかについては、自らが事後にチェックすることが重要であると考えられました。

今回の地教行法の改正に伴う点検・評価制度の導入により、効果的な教育行政の推進に資するとともに、その結果を議会に提出し、公表することで市民の皆様への説明責任を果たします。

3 学識経験者の知見の活用

これは、点検・評価の客観性を確保するためのものです。活用の仕方については、評価の方法や結果について教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるなど、各教育委員会の創意工夫により対応することとなります。

4 点検・評価の方法

点検・評価の具体的な方法について、国が基準を定めることはありません。点検・評価の項目や指標、議会への報告や公表の方法などについては、各教育委員会が実情を踏まえて決定することとなります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 27 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

（平成 20 年 4 月 1 日施行）

Ⅱ本市教育委員会の点検・評価の方法

1 点検・評価の対象とする事業の考え方

教育委員会が所管する事業の中から、義務的、経常的なものを除き、重点施策と位置づける事業について行うこととし、平成 25 年度については 36 の事業を精選し、点検・評価を実施いたしました。

2 点検・評価の様式について

点検・評価の具体的な方法については、国は定めないということは、前述したとおりですので、様式についても各教育委員会で定めるということになります。本市教育委員会においては、平成 24 年度事業評価と同様の様式を採用しております。

1 事業について、「事業概要」、「成果・課題」の 2 項目の内部評価と有識者からの意見の外部評価の様式となっております。

3 点検・評価書の見方

(1)点検・評価書は教育委員の活動、教育部、文化部、指導部に分けて作成してあります。

(2)「事業名」は、原則として予算上の事業名を引用してあります。

(3)「事業概要」は、各事業の概要を簡潔に記載してあります。

(4)「内部評価」には、指標に基づく「自己評価」、「成果及び課題等」を記載してあります。

※自己評価配点基準

1.必要性

教育委員会が実施すべき範囲として

・適切→3点 ・概ね適切→2点 ・やや不適切→1点 ・不適切→0点

2.有効性

予定された実績、成果を得るのに

・有効 →3点 ・概ね有効 →2点
・あまり有効でない→1点 ・有効でない→0点

3.効率性

投入した経費等が原資に見合う

・実績を出している →3点 ・実績を概ね出している→2点
・実績をあまり出せない→1点 ・実績を出せない →0点

4.優先性

本事業が他に比べて

・優先性がある →3点 ・概ね優先性がある→2点
・あまり優先性がない→1点 ・優先性がない →0点

5.総合評価

A→総合点 10 点以上 B→8～9 点 C→6～7 点 D→5 点以下

(5)「外部評価」として各部ごとに有識者の意見を付しております。

4 学識経験者の知見の活用について

(1) 人選については下記の名簿のとおりです。

(2) 知見の活用の方法について

この点検評価を開始した平成 20 年度の最初の有識者会議において、有識者の方から各々の専門分野を生かすため、各有識者がそれぞれの専門分野に関係の深い部について意見を述べるのがよいのではという提案があり、以後、同様の手法を採用しております。教育委員会の三つの部が自己点検・評価したものに対して、意見を述べていただきました。

「点検・評価に関する有識者」名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	専門分野（主な活動等）	担 当
塩川 健三	社会教育関係（元校長）	教育部
仲間 孝藏	文化的活動等（NPO 法人うら おそい歴史ガイド友の会）	文化部
宮城むつみ	学校教育（元校長）	指導部

浦添市教育行政の「点検・評価に関する有識者」に関する要綱

平成 21 年 1 月 29 日

教育長決裁

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条の規定に基づき、教育に関する事務の点検及び評価を行うに当たって教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、点検・評価に関する有識者（以下「有識者」という。）を置く。

(委嘱等)

第 2 条 有識者は、教育に関し学識経験を有し、教育活動に熱意のある者の中から、教育長が委嘱する。

2 有識者の任期は、当該年度における点検・評価に係る業務の終了時までとする。

(業務)

第 3 条 有識者は、次に掲げる業務を行う。

(1) 教育委員会が実施した点検・評価に関し意見を述べること。

(補則)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 1 月 29 日から施行する。